

75歳以上の方へ 後期高齢者医療被保険者証を 発送します

20年4月1日から後期高齢者医療制度が発足することに伴い、3月20日（祝）～3月末に新しい被保険者証（保険証）を配達記録郵便でお送りします。新しい保険証は、一人1枚交付されます。

対象となる方

3月31日の時点で、75歳以上の方と、65歳以上75歳未満で老人保健法による障害認定を受けている方です。

4月1日以降に75歳になる方には、75歳の誕生日までに新しい保険証をお送りします。

医療機関では

4月1日以降に医療機関に掛かる場合には、新しく届いた保険証を窓口で提示してください。これまでは「健康保

発送します

限は記載されていませんが、法改正により、4月からは一切使用できなくなります。無効となった医療受給者証はご自分で適宜処分してください。

「健康保険証」も4月からは使用できなくなります。市の国民健康保険の方は、3月末に有効期限が切れた後、市役所へ来庁された際に、保険年金課（市役所1階へ）返却ください。市の国民健康保険以外の方は、喪失に伴う手続きが必要な場合もありますので、

古くなった保険証等は

お手元の「老人保健法による医療受給者証」には有効期

国民健康保険

保険証の有効期限が

20年3月31日の方へ

新しい保険証を発送します



4月から国民健康保険制度が一部改正されるため、保険証の有効期限が20年3月31日

せん。また、過去の未払い分についてはご利用になれません。なお、このサービスは2月1日から受け付けを開始しています（取り扱いは3月分保険料から）。



クレジットカード での支払いが可能に！

2月から国民年金保険料の支払いが、クレジットカードでできるようになりました。クレジットカード会社が保険料を定期的に立て替え払いし、クレジットカード会社からカード会員に保険料を請求する方法です。金融機関の窓口でクレジットカードを直接提示して保険料を支払うことはできま

のみです。

▼支払方法 ①毎月支払い②1年前納（20年度の申し込みは2月末日で締め切られています）③半年前納の3種類のから選べます

▼申し込み方法 申し込み用紙に必要事項を記入の上、武蔵野社会保険事務所に申し込み用紙を提出してください。申し込み用紙は同事務所または市保険年金課（市役所1階）にあります（同事務所ホームページからもダウンロードできます）

※保険料の一部免除を受けている方は利用できません。クレジットカード支払いには、口座振替割引が適用されません。また、カード会社への支払い回数は1回

◆社会保険庁ホームページアドレス
<http://www.sia.go.jp/>

第1回

市議会定例会を開催中

20年第1回市議会定例会が3月3日（月）～27日（木）の25日間の日程で開催中です。今回の議会に上程された市長提出議案は次の通りです。

▼東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約▼平成19年度東久留米市下水道事業特別会計補正予算（第2号）▼東久留米市下水道事業特別会計条例▼東久留米市後期高齢者医療に関する条例▼東久留米市介護保険条例▼平成19年度東久留米市一般会計補正予算（第4号）▼平成19年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）▼平成19年度東久留米市下水道事業特別会計補正予算（第3号）▼平成19年度東久留米市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）▼平成20年度東久留米市一般会計予算▼平成20年度東久留米市国民健康保険特別会計予算▼平成20年度東久留米市後期高齢者医療特別会計予算▼平成20年度東久留米市老人保健特別会計予算▼平成20年度東久留米市介護保険特別会計予算▼平成20年度東久留米市下水道事業特別会計予算

①75歳以上の方と65歳以上で老人医療受給中の方が世帯主で、そのご家族が国民健康保険被保険者

1日で65歳以上の方およびその被扶養者は、退職者医療制度の保険証（若草色）から一般の保険証（サモモン色）に変更になります。

③70歳～74歳で一部負担金割合が「1割」の方

4月～21年3月の1年間、医療機関等での窓口負担が1割に据え置かれます。新しい保険証の有効期限は21年3月31日になります。

なお、更新による被保険者証の有効期限は世帯の状況により異なる場合があります。有効期限が21年9月30日以前に設定されている方には、有効期限の到達に合わせて新しい保険証を順次お送りします。

納税にご協力を

3月25日（火）は、国民健康保険税第9期の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。詳しくは納税課☎470・7730へ。

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場
法律相談	2日・9日 16日・23日	弁護士	3月27日(木) 4月10日(木)	市役所2階 相談室
登記相談	2日(水)午後1時から	司法書士	3月28日(金)	
表示登記相談	2日(水)午後1時から	土地家屋調査士	3月28日(金)	
税務相談	9日(水)午後1時から	税理士	4月4日(金)	
人権身の上相談	16日(水)午後1時から	人権擁護委員	4月8日(火)	
不動産相談	16日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	4月11日(金)	
交通事故相談	23日(水)午後1時から	弁護士	4月17日(木)	
相続・遺言・成年後見等手続相談	9日(水)午前10時から	行政書士	4月3日(木)	
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談	23日(水)午前10時から	社会保険労務士	4月18日(金)	
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会 経営指導員	前日までに東久留米市商工会☎471・7577	
女性の悩みごと相談	7日・14日 21日・28日	女性 カウンセラー	3月17日(月) 4月7日(月)	男女平等 推進センター
女性弁護士による法律相談	4日(金)午前9時半～午後零時半	女性弁護士	3月21日(金)	
耐震相談	9日(水) 午後2時～5時	東久留米 建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原建築設計事務所☎476・1515	市役所1階 屋内ひろば
教育相談室	火曜～土曜日 月曜～金曜日	午前10時～午後5時 ※電話相談も可	中央相談室☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室☎475・8909 (西中学校隣)	
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課☎470・7736	

4月のお気軽に無料相談



《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	9日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階 相談室
身体障害者相談	11日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	さいわい福祉センター
心身障害者(児)相談	24時間随時☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
動物なんでも相談	18日(金)午後1時半～2時半	獣医師	市役所2階 相談室
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所1階 ワークコーナー
住宅増改築相談	10日(木)午前10時～午後4時	市住宅増改築等 斡旋事業登録団体協議会	市役所1階 屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時～正午、午後1時～4時 ※電話相談も可☎473・4505	消費生活相談員	市役所2階 相談室
電話なんでも相談(東久留米市社会福祉協議会)	月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時 ☎474・4294	市民ボランティア 相談員	東久留米市 社会福祉協議会

《訪問します》

妊婦訪問相談	訪問希望の方は健康課☎477・0022	助産師	ご自宅
--------	---------------------	-----	-----

※東京都でも、交通事故相談☎03・5320・7733やヤミ金被害者相談☎03・5320・4727を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。

◆東久留米市の行政相談委員…小山正勝氏(小山、☎471・3955)▽篠宮松美氏(南町、☎465・1839)▽岡部佳子氏(幸町、☎474・0379)